

※赤字部分は、従前の様式から令和4年様式への主な変更部分

「サービス付き高齢者向け住宅」登録申請書記入要領（愛知県追記バージョン）

申請日は訂正がすべて終わった段階で、提出日を記入する。
この時点で、県証紙で手数料を支払うこと。(糊付け不要)

別記様式第一号(第四条関係)

2022年10月20日

登録申請者の住所または主たる事務所の所在地と、商号・名称又は氏名を記載する。

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇-〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

注)登録申請書の記載内容が添付書類と整合がとれているかどうかを必ず確認して提出すること。

必ず申請情報を確定し、確定後に表示される画面の「申請書PDFをダウンロード」から印刷し、必要事項を記入・押印のうえ提出。

申請後にシステムを起動すると、情報確定日が変更されるため、再度申請書を提出していただく必要があります。

※システムに保存されているデータと、提出された申請書の内容や時点が一致しない場合は、受理できません。

備考

1. 登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号、以下「施行規則」という。）第7条第1項ただし書の規定により同項第1号から第5号までに掲げる書類の添付を省略する場合には、その旨を余白に記載すること。

申請ID:〇〇〇〇 情報確定日:〇〇年〇〇月〇〇日 〇時〇分

※赤字部分は、従前の様式から令和4年様式への主な変更部分

別紙

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

登録の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新(従前の登録番号)
住宅の名称	(ふりがな) 〇〇はうす 〇〇ハウス
所在地	(住居表示) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地〇-〇
利用交通手段	<input checked="" type="checkbox"/> 1.電車(〇〇 線 〇〇 駅まで 5 分) <input type="checkbox"/> 2.その他()
住宅に関する権原	<input checked="" type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2.賃借権 <input type="checkbox"/> 3.使用貸借による権利
施設に関する権原	<input checked="" type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2.賃借権 <input type="checkbox"/> 3.使用貸借による権利
敷地に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2.地上権 <input checked="" type="checkbox"/> 3.賃借権 <input type="checkbox"/> 4.使用貸借による権利
	期間 2023 年 6 月 1 日から 2053 年 5 月 31 日まで

できる限り“町名以下”の欄に所番地まで入力し、“所番地以下”の欄は空欄とし、「非公開情報なし」にチェックを入れる。

出力時「〇〇線線」(線が重複)となっていないか確認

8. に記載される当該住宅に併設の高齢者居宅生活支援事業を行う施設について選択・記入。併設の施設がない場合は、“該当しない”を選択。

添付書類⑮「当該住宅等を賃借権又は使用貸借による権利を有する場合にそれを証する書類」(賃貸借契約書等)と整合がとれていること。

注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

住宅の事業主(賃貸人)の情報を記載する。

法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
商号、名称又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしゃ〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇
住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇-〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
法人の役員	別添 1 のとおり
法定代理人 (未成年の個人である場合)	(ふりがな) 商号、名称、又は氏名 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) (郵便番号) 電話番号
	事業主が未成年の個人である場合のみ記載する。 員別添 2 のとおり

事業主が未成年の個人である場合のみ記載する。

※赤字部分は、従前の様式から令和4年様式への主な変更部分

<p>登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しないものであることを誓約する。(該当する方をチェック)</p>	<p>登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p>■ 登録を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者(サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。))が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者居住安定確保法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者</p> <p>三 高齢者居住安定確保法第26条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</p>
<p>誓約事項</p>	<p>五 精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人であって、その役員又は使用人のうち一から五までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 個人であって、使用人のうち一から五までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>九 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>※ 登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p>□ 法定代理人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。</p>

※赤字部分は、従前の様式から令和4年様式への主な変更部分

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇 ΔΔ事務所
事務所の所在地	(郵便番号 〇〇〇-ΔΔΔΔ) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地Δ-Δ
	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-ΔΔΔΔ

新築住宅内に事務所を設ける場合は、登録申請時には現存する事務所(開設準備室等)の名称・所在地を記載する。なお、業務開始の際には変更届の手続きが必要。

この住宅の運営業務を担当する支店や事務所の情報を記載する。(前記「2. 事業を行う者」と同じ場合は、同じ情報を記載する。)

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数 30 戸
居住部分の規模	(最小) 25.50 m ²
	(最大) 42.50 m ²
構造及び設備	共同利用設備 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	構造 鉄筋コンクリート 造 階数 3 階建
竣工の年月	2023 年 5 月 31 日
加齢対応構造等	<input checked="" type="checkbox"/> 登録基準に適合している
	<input checked="" type="checkbox"/> エレベーターを備えている
	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急通報装置を備えている

住戸の専用面積について、最小タイプと最大タイプの面積を記載する。(壁芯の面積で可。バルコニーは含まない。PSの取扱い等について詳細は登録基準を確認)

共同で利用する浴室・台所・食堂・居間・収納設備等の有無を選択する。

登録基準に適合していない場合は、登録ができない。愛知県の登録基準は「愛知県サービス付き高齢者向け住宅登録制度」Webページに掲載しているので、内容を確認すること。(登録基準、設計指針)

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他
終身賃貸事業者の事業の認可	<input type="checkbox"/> 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者+同居者(配偶者/60歳以上の親族/要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり

利用権の場合は「その他」を選択

事業の認可は別に手続きが必要。

いずれにも該当しない者を入居させる場合は、登録ができない。

建物が建設中である等、入居開始前の場合のみ記載する。

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	2023 年 6 月 20 日から
--------	--

※赤字部分は、従前の様式から令和4年様式への主な変更部分

「自ら」と「委託」の併用の場合、別添4の入力時、フォーム作成を「自ら」と「委託」の2回行う必要あり。

入浴等の介護・調理等の家事・健康の維持増進等について、特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けない場合、介護保険を適用したサービスの提供は不可。併設施設や連携・協力事務所がサービスを提供する場合は、「提供しない」にチェックを入れる。住宅の事業者と同じ法人がサービス事業所を運営する場合であっても同様。

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

別添3、4及び添付書類④の把握と整合がとれていること。

サービスの種類	提供形態	提供の対価(概算・月額)
高齢者生活支援サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 自ら <input checked="" type="checkbox"/> 委託	約 8,000 円
生活相談	<input checked="" type="checkbox"/> 自ら <input checked="" type="checkbox"/> 委託	約 8,000 円
食事の提供	<input type="checkbox"/> 自ら <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 36,000 円
入浴等の介護	<input checked="" type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 8,000 円
調理等の家事	<input checked="" type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 8,000 円
健康の維持増進	<input checked="" type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 2,500 円
その他	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 提供しない	
家賃の概算額	(最低) 約 51,000 円 (最高) 約 85,000 円	住居
共益費の概算額	(最低) 約 4,000 円 (最高) 約 5,000 円	
敷金の概算額	(最低) 約 102,000 円 (最高) 約 170,000 円	家賃の 2 月分
水道光熱費の支払方法	居室の電気・ガス・水道料金は個別メーターによる実費です。	
前払金※の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 612,000 円 (最高) 約 30,600,000 円	
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃: 月額家賃×契約期間(月数)。終身建物質貸借の場合は、月額家賃×想定居住期間(月数)+想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額。 サービス提供の対価: サービス付き高齢者向け住宅における家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について参照	
返還額の算定方法	(月額家賃÷30日)×契約解除日までの日数。入居後30日以内の契約解除の場合は、前払金-(月額家賃÷30日×入居日から契約解除日までの日数)	
前払金の保全措置の内容	<input type="checkbox"/> 銀行による債務の保証 <input checked="" type="checkbox"/> 信託会社等による元本補てん又は信託 <input type="checkbox"/> 保険事業者による保証保険 <input type="checkbox"/> その他()	

月当たりの概算額(税込)を記載する。別添4の各種サービスの月額概算額と一致させる。

サービスを、住宅の事業者自ら提供するのか、サービス事業者に委託するのか選択する。

各居室の水道光熱費の支払方法を記載
例:「一律〇円(税込み)」「居室の水道光熱費は共益費に含む」

家賃およびサービス費の前払いの合計額を記載する。

サービス付き高齢者向け住宅における家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について参照

告示で定められた保全措置のいずれかを選択する。

※赤字部分は、従前の様式から令和4年様式への主な変更部分

<p>サービス付き高齢者向け住宅事業が、入居契約及び前払金に関する登録基準に適合することを誓約する。</p>	<p>登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。</p> <p>入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。</p> <p>書面による契約であること。</p> <p>居住部分が明示された契約であること。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、敷金並びに家賃等及び法第6条第1項第12号の前払金(以下「家賃等の前払金」という。)を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない契約であること。</p> <p>家賃等の前払金を受領する場合にあつては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。</p> <p>ホ 入居者の入居後、施行規則第12条第1項で定める一定の期間が経過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、同条第2項で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。</p> <p>ヘ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院又は入居者の心身の状況の変化により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。ただし、当該理由が生じた後に、入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入居契約の解約について合意した場合は、この限りではない。</p> <p>二 サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合にあつては、当該整備に関する工事の完了後、敷金等の返還義務が生ずる旨を記載した書面を提出すること。</p>
<p>誓約事項</p>	
<p>特定施設入居者生活介護事業所</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定を受けている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 指定を受けていない</p>
<p>地域密着型特定施設入居者生活介護事業所</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定を受けている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 指定を受けていない</p>
<p>介護予防特定施設入居者生活介護事業所</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定を受けている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 指定を受けていない</p>

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領するべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

サービス付き高齢者向け住宅事業が、入居契約及び前払金に関する登録基準に適合することを誓約する。

「特定施設入居者生活介護事業者」の指定手続き中の場合は「指定を受けていない」を選択。別添4の備考欄には、指定を受ける予定である旨記載した上で、介護保険適用のサービスであることを明示。指定を受けた後に変更届を提出する。

「地域密着型特定施設入居者生活介護事業所」の指定の有無について記載する。

「介護予防特定施設入居者生活介護事業所」の指定の有無について記載する。

※赤字部分は、従前の様式から令和4年様式への主な変更部分

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方法	<input type="checkbox"/> 自ら管理 <input checked="" type="checkbox"/> 管理業務を委託		住宅そのものの管理方法を記載する。
委託する業務の内容 (契約事項)	修繕業務、設備点検業務、清掃業		添付書類⑤(委託契約書)と整合させること。
管理業務の委託先			
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしゃ〇〇 株式会社〇〇		
住所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇-〇		電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
修繕計画			
計画策定の 有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
大規模修繕の 実施予定	2035年 頃実施予定		
その他計画的 な修繕予定	8年ごとに設備更新 登録の更新の場合に記載 更新の申請の日より前一年間における入居・退去の人数を記載すること。		
登録の更新の 申請の日前一 年間における 入居者の数及 び退去者の数	入居者の数	5	人
	退去者の数	6	人

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (該当する場合のみ)

施設の名	提供されるサービスの概要	事業所の場所
デイサービスセンター〇〇	通所介護	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
	指定通知書の「サービスの種類」の内容を記載	<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
	添付書類の②(平面・同一の建築物の場合)または⑨(配置図等。同一の敷地内または隣接する土地の場合)に位置を明示すること。	<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
	住宅と同一の建物や敷地内、隣接する土地にある施設が高齢者居宅生活支援事業を行う場合は8. に記載 住宅の事業者とは別の法人等が別の場所で行う高齢者居宅生活支援事業は9. に記載	<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

※赤字部分は、従前の様式から令和4年様式への主な変更部分

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな) オムクリニック オムクリニック
事業所の所在地	(郵便番号 000-0000) 00県00市00町00番地0-△ 電話番号 000-000-0△0△
連携又は協力の内容	訪問診療、健康診断実施

10. 保健医療サービスを提供する体制に関する事項

保健医療サービスを提供する体制に関する事項	看護師または准看護師が常駐しています。
-----------------------	----------------------------

※保健医療サービスを提供する場合に限り記入

保健医療サービスを提供する場合、その体制を記載。

11. 運営方針
別添5のとおり

別添5に記載

「基本方針」及び「愛知県高齢者居住安定確保計画」の内容を確認のうえ、その趣旨に従う旨の宣言文を記載する。

12. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

基本方針及び愛知県高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営します。